

○ 宗像市卓球協会慶弔規程

平成18年3月19日
規 程 第 4 号

(目的)

第1条 この規程は、宗像市卓球協会の慶弔について必要な事項を定める。

(範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 顧問、会長、副会長、理事長、理事及び事務局長（以下「協会役員」という。）
- (2) 特に会長が認めるもの。

(慶賀)

第3条 第2条に掲げる協会役員が、卓球競技に関し次のいずれかに該当した場合は、慶賀金または、相当額の記念品の贈呈あるいは祝賀電報を贈る。また、金額については、50,000円を超えない範囲で事務局長が決定する。

- (1) 叙勲、褒章を受賞した場合。
- (2) 宗像市体育協会より表彰された場合。

(弔慰金)

第4条 第2条に掲げる協会役員が、次のいずれかに該当した場合は、弔慰金を贈る。金額については、30,000円を超えない範囲で事務局長が決定する。

- (1) 本人及び1等身内の親族が死亡した場合、弔意電報、供花等を贈る。
- (2) 第2条に該当しない場合で、本協会に功労があった者については弔意電報を贈る。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。